

2015年5月22日

名古屋市会議長 藤沢 ただまさ 様
同 議会運営委員長 丹羽 ひろし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口 一登

名古屋市会の改革推進のための申し入れ

「市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げる」ことを目的に制定された名古屋市議会基本条例に基づいて、さらなる議会改革を推進するために、下記の事項の実施を求めます。

1. 政務活動費の透明化・厳格化について

- ① 政務活動費については、出納簿など領収書以外の帳票類も公開するなど、「使途の透明性を確保する」（議会基本条例）とともに、按分の根拠の明確化、実態に応じた按分が困難な場合の上限設定などによって、使途の厳格化を図る。また、政務活動報告書を提出・公開するなど「活動成果を市民へ報告するよう努める」（同条例）。

2. 視察旅費の適正化などについて

- ① 議員の任期中に1回を予算化している慣例的な海外視察旅費（1人100万円）は廃止する。
- ② 委員会の委員視察旅費（年間1人30万円）は廃止し、視察には政務活動費を充当する。
- ③ 常任委員会等の行政視察については、調査報告書及び予算・決算は委員会に報告し、調査報告書は図書室で閲覧できるようにする。

3. 市民参加の促進と情報公開の徹底について

- ① 議会基本条例で明示された議会報告会については、定例会後ごとに開催する。市長

にたいして開催経費の予算化を要求する。

- ② 「市民が議会活動に参加する機会の確保」（同条例）方策の一つとして、市民3分間議会演説を継続し、その制度の改善を図る。
- ③ 市政や議会改革の重要案件については、市民公聴会（パブリック・ヒヤリング）や市民からの意見聴取（パブリック・コメント）を実施する。
- ④ 「市会だより」の紙面の充実をいっそう図るとともに、毎月発行する。
- ⑤ 本会議の傍聴者には、議事日程等とともに議場で配布される議案等も配布する。
- ⑥ 委員会提出資料をウェブサイトに掲載する。
- ⑦ 請願・陳情については、議会開会中に委員会で審査することを原則とする。委員の賛否をウェブサイトで公表する。すべての請願・陳情結果について本会議で採決する。
- ⑧ 委員会記録の作成にあたっては、必要な人員配置も含めて体制をとり、要綱で定めた期日に間に合わせる。

4. 議会の民主的な運営について

- ① 議会基本条例に明記された「議員平等の原則」に則り、本会議質問における会派別持ち時間制を廃止し、発言時間は平等にする。
- ② 市会の役職により各種審議会等の委員に就任することについては、法律等で定めのあるもの以外は、行政のチェック機能としての議会や議員の立場から適切ではないことから、今期中に調査・検討して見直す。

5. 議員の政治倫理について

- ① 議員による市民の信頼を損なう行為を根絶するために、議員が遵守すべき政治倫理を条例化した「政治倫理条例」を制定する。

以上